

保険・年金 フォーカス

IMF が会計基準と保険会社のソルベンシー評価に関する WP を公表

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

IMF（国際通貨基金）は、2020年7月31日に、WP（ワーキングペーパー）「会計基準と保険会社のソルベンシー評価（Accounting Standards and Insurer Solvency Assessment）」を公表¹した。

保険契約に関する国際的な会計基準である IFRS（国際財務報告基準）第17号保険契約は、2017年5月に公表され、その後の修正を経て、2023年1月1日から適用が開始される予定となっている。この IFRS 第17号は、近年の保険業界における最も重要な進展の1つとして考えられているが、今回の WP は、この IFRS 第17号と各国のソルベンシー評価に使用される基準との関係についての保険監督者に対する調査結果とその分析を行ったものとなっている。

WP の公表時点から、既に2ヶ月近くを経過してしまっただが、非常に興味深い内容を有する WP なので、その概要を報告する。

2—今回の WP の位置付けとポイント

1 | 位置付け等

今回の IMF の WP については、「著者による進行中の研究を記述し、コメントを引き出し、議論を促すために発行される。ここで述べられている見解は著者の見解であり、必ずしも BIS（国際決済銀行）、IMF、その理事会、その経営陣、バーゼル委員会の見解を反映しているわけではない。」とされている。

このペーパーは、IFRS 第17号の実施に関連して、保険会社のソルベンシー評価のための会計基準の使用を検討しており、以下の20のグローバルな保険監督者に対する調査結果に基づいている。

(参考)20の保険監督者

1. オーストラリア健全性規制機構（AUS）

¹ <https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2020/07/31/Accounting-Standards-and-Insurer-Solvency-Assessment-49616>

2. バミューダ金融管理局 (BMA)
3. 金融機関監督庁、カナダ (CAN)
4. 金融市場委員会、チリ (CHL)
5. ドバイ金融サービス庁 (DUB)
6. フランス健全性監督破綻処理機構 (ACPR)、フランス (FRA)
7. ドイツ連邦金融監督局 (BaFin)、ドイツ (DEU)
8. 保険監督局、香港 SAR (HKG)
9. 保険監督当局、イタリア (ITA)
10. 金融庁、日本 (JPN)
11. 金融監督サービス、金融サービス委員会、韓国 (KOR)
12. マレーシア中央銀行 (MYS)
13. ニュージーランド準備銀行 (NZL)
14. シンガポール金融管理局 (SGP)
15. スロバキア国立銀行 (SVK)
16. 保険監督庁、スロベニア(SVN)
17. 健全性機構、南アフリカ(ZAF)
18. スイス金融市場監督当局
19. 健全性規制機構(UK)
20. 全米保険監督官協会 (USA)

2 | ポイント

ペーパーのポイントは以下の通りである。

- ・全体として、IFRS 第 17 号は歓迎すべき進展だが、実施には課題がある。
- ・現在、保険監督者の多くは、保険会社のソルベンシー評価の基礎として IFRS 第 17 号を使用するつもりはない（その理由については、「5. 1 | 既存の評価基準を維持する理由」を参照のこと）
- ・規制上のソルベンシー評価と一般目的の財務報告との整合性がない場合でも、IFRS 第 17 号は依然として保険会社に影響を与える可能性がある（具体的には、例えば IFRS 第 17 号とソルベンシー目的の基準が不整合な状況は、保険会社の行動と事業戦略に影響を与えるインセンティブの不一致につながる可能性がある）。
- ・認識されている欠点は、監督者がプリンシプルベースの基準で様々なアプローチが許可されている場合に明確な仕様を提供することで克服できる。
- ・会計基準は、新しいソルベンシーフレームワークを開発する監督者に対して、レディメイドの評価フレームワークを提供できる。

3—今回の WP の概要—エグゼクティブサマリー—

今回の WP の概要は、エグゼクティブサマリーに基づくと、以下の通りとなっている。

- ・IFRS（国際財務報告基準）第 17 号保険契約は 2017 年 5 月に発行され、2023 年 1 月 1 日に発効する予定である。
- ・全体として、IFRS 第 17 号は歓迎すべき進展である。
- ・IFRS はレディメイドのプリンシプルベースのフレームワークを提供するため、監督者は独自の評価アプローチを開発する際に無数の会計問題に対処する必要がない。
- ・現在のところ、主に IFRS 第 17 号が十分に比較可能な財務結果を提供すると認識されていないため、調査管轄区域では規制上のソルベンシー目的で IFRS 第 17 号を使用する計画は殆どない。
- ・規制上のソルベンシー目的で IFRS 第 17 号を実装することを現在意図していないこれらの管轄区域は、IFRS 第 17 号でのいくつかの経験の後、この立場を再検討する必要がある。
- ・IFRS 第 17 号の期待されるベネフィットにもかかわらず、新しい会計基準の実装には重大な課題と、十分に特定されていない保険業界の健全性規制と監督に対する潜在的な影響がある。
- ・監督者は、実装の課題への対処を支援する役割を果たすことができる。
- ・監督者は、自らの管轄区域における IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の導入の影響評価を実施することが奨励されている。
- ・新しい会計基準は、COVID-19 パンデミックの間、保険監督者又は保険会社にとって最優先事項ではない。ただし、2023 年の実施日が迫っている。初期の影響分析は、理想的には遅くとも 2021 年の初めまでに開始する必要がある。

エグゼクティブサマリー

IFRS（国際財務報告基準）第 17 号保険契約は 2017 年 5 月に発行され、2023 年 1 月 1 日に発効する予定である。 また、2023 年 1 月 1 日に保険会社に対して IFRS 第 9 号金融商品が導入される。IFRS へのこの変更は、近年の保険業界における最も重要な進展の 1 つである。

全体として、**IFRS 第 17 号は歓迎すべき進展である。** 保険会社の貸借対照表における負債評価と透明性の構造に関するグローバルな比較可能性を改善し、保険契約者、投資家、そして最終的には金融の安定性に利益をもたらすことを目的としている。保険契約に関する現在の国際会計基準では、様々なアプローチが可能であり、保険会社の財務結果の比較が複雑になる。このペーパーで調査した 20 の管轄区域の殆どは、IFRS 第 17 号が透明性の向上を通じて金融の安定性に貢献することを期待している。

IFRS はレディメイドのプリンシプルベースのフレームワークを提供するため、監督者は独自の評価アプローチを開発する際に無数の会計問題に対処する必要がない。 会計基準と規制基準の目的は異なるが、重複がある。様々な方針の選択により、保険会社のソルベンシーポジションを評価するための既存の会計基準の使用において、幅広い規制アプローチが導入され、今後も導入され続ける。このペーパーでは、20 の保険監督者による調査に基づいた様々なアプローチに焦点を当てている。

現在のところ、主に **IFRS 第 17 号が十分に比較可能な財務結果を提供すると認識されていないため、調査された管轄区域では規制上のソルベンシー目的で IFRS 第 17 号を使用する計画は殆どない。** これは、監督者が規制報告の目的で実装のいくつかの側面を指定することで対処できる。IFRS 第 17 号を使用する計画がない場合、監督者は、限界的な規制実施コストが、その評価ベースを IFRS 第 17

号と整合させることによる限界的なベネフィットを上回っていると見なしている。それにもかかわらず、規制報告の評価基準をまだ採用していない管轄区域では、IFRS の一般的な使用、特に保険負債に対する IFRS 第 17 号の使用を検討するかもしれない。ソルベンシー目的で基準を採用することを計画している管轄区域は、主に監査統制からのベネフィットを享受し、異なる財務諸表からの潜在的に矛盾する財務上のシグナルを回避し、保険会社のコストを最小限に抑える。

規制上のソルベンシー目的で IFRS 第 17 号を実装することを現在意図していないこれらの管轄区域は、IFRS 第 17 号でのいくつかの経験の後、この立場を再検討する必要がある。殆どのソルベンシー制度は、定期的なレビュープロセスを経て、規制上のソルベンシー評価と汎用の財務報告との間の調整の機会を提供する。IFRS 第 17 号の実装を規制評価アプローチの現在の仕様に合わせることで、一般目的の財務報告と規制ソルベンシー評価の両方に使用できる単一の財務諸表セットになる可能性がある。IFRS 第 17 号のローカライズ版が作成されないように、IFRS 第 17 号で使用される手法と入力より詳細な仕様は、グローバルな調整を通じて開発される必要がある。

IFRS 第 17 号の期待されるベネフィットにもかかわらず、新しい会計基準の実装には重大な課題と、十分に特定されていない保険業界の健全性規制と監督に対する潜在的な影響がある。金融商品資産の会計処理と保険契約の会計処理が資産負債管理のために調整されることを保証するために、保険業界では IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の実装が結び付けられている。IFRS 第 17 号は、専門家の判断を必要とする複雑な基準として認識されており、多くの管轄区域で、そのような専門知識の深刻な不足など、実装上の大きな課題がある。IFRS 第 9 号金融商品にとって、実装の課題はそれほど重要ではない。したがって、このペーパーでは IFRS 第 17 号に焦点を当てている。

監督者は、実装の課題への対処を支援する役割を果たすことができる。このような役割には、保険会社が準備を早期に開始するよう奨励し、業界と緊密に連携して問題をより深く理解し、原則に基づいたフレームワーク内で行われた選択を導き、一貫性を高めることが含まれる。管轄地域版の IFRS 第 17 号の実装を回避することが重要である。これは、グローバルな整合性の目標を妨げる可能性がある。

監督者は、自らの管轄区域における IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の導入の影響評価を実施することが奨励されている。IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を一緒にすると、保険会社のバランスシートの両側の最大の構成要素が再表示される。これらの改訂 IFRS は、上級管理職が保険会社の将来のビジネスを戦略的に推進する方法を形成し、保険会社のリスク管理慣行を形成する。殆どの管轄区域が定量的な影響調査を実施していないため、IFRS 第 17 号の潜在的な財務上の影響は現在のところ不明である。一部の管轄区域では、IFRS 第 17 号に対応して、自己資本比率の枠組みを検討する予定である。その際、監督者が使用する指針となる原則は、保険会社がリスクを適切に管理し、保険契約者保護の観点から適切な健全性の結果を達成するための適切なインセンティブを提供することである。

新しい会計基準は、COVID-19 パンデミックの間、保険監督者又は保険会社にとって最優先事項ではない。ただし、2023 年の実施日が迫っている。監督者と保険会社は、COVID-19 のパンデミックに対処するために、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の実装からリソースを転用する比較的短い期間しか利用できない。初期の影響分析は、理想的には遅くとも 2021 年の初めまでに開始する必要がある。

4—WP の結論からの抜粋

WP の著者による結論としては、例えば以下の点が述べられている。

1 | IFRS 第 17 号に対する評価

IFRS 第 17 号の導入には多額のコストがかかるが、保険会社の ERM 制度が強化され、利益認識が保険サービスの提供に合致することを保証することで、保険会社の財務報告と保険契約者の利益との整合性が向上する。さらには、透明性の向上は、保険監督当局を含む関係者が適時に適切な行動をとることができるよう、有用な情報を提供することにより、金融の安定性に積極的に貢献する。

ただし、全ての監督当局がこれらの見解を共有しているわけではなく、IFRS 第 17 号の適用範囲内の様々な実務のために、ベネフィットを認めないか、又はより控えめなベネフィットしか認めない監督当局もある。

いずれにしても、IFRS 第 17 号の潜在的な影響を完全に理解するためには、さらなる研究が必要であり、この基準は、保険業界におけるゲーム・チェンジャーとなる可能性が高く、商品の提供や価格設定、保険会社のソルベンシー等の様々なビジネス活動に影響を与える。

保険監督者は、規制上の枠組みが保険会社のソルベンシーを評価するための会計基準を用いるか否かにかかわらず、IFRS 第 17 号の健全性への影響について、定量的影響度調査等を実施して、十分に認識しておく必要がある。

2 | ソルベンシー目的での IFRS 第 17 号の使用

規制上のソルベンシー目的の保険契約のための IFRS 第 17 号又はその他の会計基準の適用については、幅広い規制上のアプローチが存在し、異なる規制アプローチにはそれぞれの理由がある。それにもかかわらず、監督当局は、ソルベンシー評価の目的及び一般目的の財務報告のために単一の評価基準を用いることのベネフィットよりも、別個の規制アプローチのコストの方が実際には上回っていることを確認すべきである。新たな、あるいは発展中のリスクベースの規制制度は、ソルベンシーフレームワークを会計基準に基づいたものとする機会を捉える余地が大きい。IFRS 第 17 号を規制上のソルベンシー目的で使用する場合には、望ましい結果の比較可能性を達成すること、及びソルベンシー結果のボラティリティから生じ得る意図しない結果に対処することについて、更なる検討がなされるべきである。

現在、規制上のソルベンシー目的で IFRS 第 17 号の適用を意図していない国・地域は、IFRS 第 17 号の経験を踏まえ、中期的にこの立場を再検討すべきである。殆どのソルベンシー制度は定期的に見直しが行われており、規制上のソルベンシー評価と一般目的の財務報告とを整合させる機会を提供している。これは、保険会社が維持しなければならない会計システムの数を減らし、規制のソルベンシー制度と一般目的の財務報告との間の結果の混乱を減らすというベネフィットがある。

3 | 今後の IFRS 第 17 号の実施等における方向性

今後の 1 つの方向性として、現在は広範な手法やインプットを使用することができる IFRS 第 17 号の実施の態様を特定することが挙げられ、この仕様は、現行の規制上の評価アプローチで提供されているものに類似している可能性がある（例えば、特定の割引率方法論又は公表された割引曲線等）。

これはまた、全ての利害関係者の利益のために、管轄区域内で IFRS 第 17 号を一貫して実施することにつながる可能性がある。

規制上のソルベンシー目的のために IFRS 第 17 号において使用される手法やインプットのより大きな仕様が、IFRS 第 17 号のローカル版が作成されることを避けるために、グローバルな調整を通じて策定されるべきである。この結果を達成するためには、保険業界、専門家団体、投資家ステークホルダー、消費者団体との意味ある地域及びグローバルな協議が必要となる。国境を越えて多くの事業を行っている保険グループを有する管轄区域は、そのようなプロジェクトに協力することにメリットがあるかもしれない。このような国・地域は、IFRS 管轄区域内での規制上のソルベンシー計算に対するグローバルに一貫したアプローチと、一般目的の財務報告のさらなる一貫性から最も大きな利益を得るであろう。

5 各監督当局からの回答状況の抜粋

WP における 20 の監督当局からの回答状況のいくつかを紹介すると、以下の通りとなっている。

1 | 既存の評価基準を維持する理由

既存の評価基準を維持する理由としては、①IFRS 第 17 号がプリンシプルベースであるため、保険会社による比較不可能な評価慣行につながる可能性がある、②IFRS 第 17 号が保険会社の収益パフォーマンスを測定するためのものであるため、必要な健全性の特徴が欠如している、③監督者が規制評価を IFRS 第 17 号に移行することのベネフィットがコストを上回ると確信していない、等が挙げられている。

比較可能性	IFRS第17号はプリンシプルベースであるため、(IFRS第17号の目的が保険会社の財務結果の比較可能性を高めることであるけれども) 保険会社による比較不可能な評価慣行を招く可能性がある。他方、健全性の主要な目的である保険会社間の支払能力の比較を可能にするために、規制上の評価要件はより規範的である。
安定性	保険会社のソルベンシー・ポジションは、リスク・プロファイルが変化しない限り、変化するべきではない。この目的を達成するために、IFRS第17号とは異なり、一部の規制枠組みでは、毎年更新される評価前提の使用を要求していない。
異なる目標	いくつかの監督当局は、IFRS第17号の主な目的を、保険会社の収益パフォーマンスの尺度であるとみなし、将来起こりうる広範囲の状況下で保険契約者の利益を保護するなど、必要な健全性の特徴を欠いているとした。
コスト	監督当局は現在、規制上の評価をIFRS第17号に移行することのベネフィットがコストを上回るとは確信していない。
重要性	少数の保険会社しかIFRSの適用を受けていない管轄区域では、監督当局は、1つの保険会社タイプに対して全く異なる規制ソルベンシー制度を創設することのベネフィットを理解していない。例えば、IFRSを適用している大規模な上場保険会社と、IFRSを適用する必要がなく、ローカルGAAPの下で継続する大規模な相互保険会社の両方が存在する可能性がある。競合する保険会社のために2つの制度を持つことは、これらの監督当局にとって意味がなく、いずれの会計基準にも関連していない差別化されたソルベンシー評価は、これらの監督当局にとって意味がある。

2 | IFRS のローカル基準への移行アプローチ

図表 7 は、IFRS のローカル基準への移行アプローチについてまとめている。ただし、20 の管轄区域の全てがカバーされているわけではない。

アプローチ	管轄区域
IFRSテキストは管轄区域の法律に直接組み込まれている	CAN、DEU、KOR、SVK、SVN、ZAF
IFRSテキストは、管轄区域の専門家の会計基準に直接組み込まれている	HKG、KOR、MYS、ZAF
IFRSは法的な会計基準の基礎となるが、管轄区域の状況に応じて修正される	AUS、NZL、SGP
専門的な保険数理基準が、IFRSに基づいて作成されているが、同一のテキストを使用していない	SVK
IFRSが認められるだけで一部の会社には要求されていないため、直接採用されていない	JPN

3 | 健全性目的のための会計基準の使用に対する規制上のアプローチ

図表8は、健全性目的のための会計基準の使用に関する規制上のアプローチについてまとめている。これによれば、オーストラリア、カナダ、チリ、ドバイ、ニュージーランドの5つの監督当局が、健全性ソルベンシー報告のためにIFRSを使用している。さらに、韓国がソルベンシーII及びグローバルな保険資本基準(ICS)と統合的な市場調整済評価(MAV)アプローチを変更し採用するとし、南アフリカが将来的にはIFRS第17号の方法の採用を検討する可能性がある、と述べている。

公的財務報告のためのIFRSの使用	管轄区域	健全性ソルベンシー報告のためのIFRSの利用(※1)	IFRS第17号の規制上のソルベンシー目的のための保険負債の評価への使用予定
すべての保険会社に必要	AUS	はい	健全性報告には引き続き一般目的の会計基準を使用する(若干の規制上の調整を経て)
	CAN	はい	健全性報告には引き続き一般目的の会計基準を使用する。
	CHL	はい	影響評価の結果に応じて、引き続き一般目的の会計基準の全部又は一部を適用する。
	DUB	はい	健全性報告には引き続き一般目的の会計基準を使用する。
	HKG	いいえ	引き続き監督手法を指定する。
	KOR	いいえ	ソルベンシーII及びグローバルな保険資本基準(ICS)と統合的な市場調整済評価(MAV)アプローチを変更し採用する。
	NZL	はい	まだ決まっていない。しかしながら、ソルベンシーは業績報告よりもリスクに焦点を当てているため、IFRS第17号の一部の項目は修正される可能性が高い。
	SGP	いいえ	引き続き監督手法を指定する。
	SVK	いいえ	ソルベンシーII(※2)
	SVN	いいえ	ソルベンシーII
	ZAF	いいえ	監督上の方法は引き続き特定するが、将来的にはIFRS第17号の方法の採用を検討する可能性がある。
保険法人には認められるが要求されない	BMU	いいえ	引き続き監督手法を指定する。
上場保険会社に求められる	FRA	いいえ	ソルベンシーII
	DEU	いいえ	ソルベンシーII
	ITA	いいえ	ソルベンシーII
上場保険会社には認められるが必須ではない	JPN	いいえ	引き続き監督手法を指定する。
外資系の保険子会社および支店にのみ認められているが、必須ではない	USA	いいえ	引き続き監督手法を指定する。

(※1)「はい」には、健全性調整適用が含まれる場合がある。「いいえ」は、認められないか要求されないことを意味する。

(※2)ソルベンシーIIIは、IFRS第17号の最終決定前に2016年に実施され、EU法の下で義務付けられており、変更は個々の健全性規制当局の権限の範囲内ではない。いかなる変更も規則の見直しに依存する。

なお、ペーパーの中では、一部の管轄区域（オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド、南アフリカ、韓国）は、IFRS 第 17 号に対応して、自己資本比率の枠組みを検討する予定であると述べられている。

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、IMF の WP（ワーキングペーパー）「会計基準と保険会社のソルベンシー評価」について、その概要を報告してきた。

IFRS 第 17 号については、20 年以上の歳月をかけて策定されてきたものであり、それが適用されれば、保険会社の財務諸表が大きく変更されることになり、結果として保険会社のビジネスモデル等に極めて大きな影響を与えていくことになる。

ただし、今回の調査結果によれば、例えば IFRS 第 17 号が目指していた比較可能性や透明性の向上については、引き続き実際の適用に向けての大きな課題があることが、グローバルな保険監督当局サイドからも明確に示されている。これらの課題については、著者からは、IFRS 第 17 号のローカル版が作成されていくことを回避するために、今後利害関係者の協議等に基づいたグローバルな調整等を通じて、具体的な手法やインプットの大きな仕様を策定していくことで解決されていくべきと提案されている。

ソルベンシー目的のためには、現在 IAIS（保険監督者国際機構）において ICS（保険資本基準）が開発中であるが、今後はこれと IFRS 第 17 号との関係も重要な意味を持つてくることになる。

世界の保険業界関係者はこれらの国際的な基準策定等の動向を注意深く見守り、積極的な意見発信等を行ってきている。これらのテーマは、日本の保険業界関係者にとっても極めて重要なテーマであることから、これらのテーマに関する今後の動向については、引き続き継続的にウォッチしていきたい。

以上